平成２２年（フ）第８９０９号
大阪市東淀川区東中島５丁目18番６号　ロイヤルコート101号
債務者　辻本二三男
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４３号
大阪市城東区関目３丁目12番22号グランドパリス２Ｆ
債務者　中島　勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４５号
大阪府豊中市豊南町東３丁目13番53号
債務者　永井　正春
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４７号
大阪府東大阪市日下町３丁目８番21号
債務者　福田　義明
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４８号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ13―205号
債務者　澤井　公貴
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９５７号
大阪市旭区高殿２丁目18番27―303号
債務者　山下美成こと　柳　　美成
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９５８号
大阪市東淀川区西淡路２丁目６番10―803号
債務者　毛利　高志
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９５９号
大阪府八尾市山本町南１丁目８番４号
債務者　入澤　月満
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―202号
債務者　長光　里眞
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６４号
大阪府門真市千石西町２番３―105号
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６６号
大阪府八尾市長池町１丁目18番地の26
債務者　武輪　富雄
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９７７号
大阪市平野区長吉長原４丁目６番15号
債務者　山之内俊貴
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０号
兵庫県姫路市飾磨区加茂東467番地２サンコートM105、従前の住所兵庫県姫路市八代本町１丁目５番６号
債務者　西尾　彰人
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４６号
兵庫県姫路市西今宿２丁目６番１号高丘マンション２―７、従前の住所兵庫県姫路市北平野５丁目14番20号
債務者　久米　駒江
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５０号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目25番地県営加古川別府住宅１―101号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺1257番地メゾン・アンソレイエ101号
債務者　本地　一裕
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５４号
兵庫県相生市那波野921番地の159、従前の住所兵庫県相生市川原町７番６号
債務者　水上　利恵
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５７号
兵庫県姫路市網干区坂上342番地16、従前の住所兵庫県揖保郡太子町太田1903番地７
債務者　Ｓ．Ｊ．彩こと　横田　孝一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部